

令和4年度岩手・宮城県際マルシェ in 秋保 出店要領

1 出店品の要件

- (1) 出店品については、地域特産品や旬の生鮮品など、岩手・宮城県際地域（一関地域，大船渡地域，栗原地域，登米地域，気仙沼地域）にふさわしいものとする。
- (2) 出店品のうち、包装してあるものについては、食品衛生法，JAS 法等の表示基準に基づき適正な表示をすること。容器等については、容器リサイクル法に基づいた表示のあるものを使用すること。
- (3) 食品衛生法の仮設営業許可が必要な食品の販売を行う者は、仙台市太白区保健福祉センターで該当営業許可を取得し、販売に際しては許可証を提示すること。
なお、遅くとも11月4日（金）午後5時までに手続きを行うこと。
- (4) 酒類の販売を行う者は、期限付酒類小売業免許届出書により、仙台南税務署の許可を受け、販売に際しては許可通知書を提示すること。
- (5) 品質については、万全を期し、地域特産品としての評価を高めるものであること。
- (6) 調理器具（電気（ドラム式延長コード）・ガス・炭火を含む）、什器、ゴミ箱は各自手配すること。
- (7) 電気・火気を使用する場合は申し出ること。また、使用する場合は、各自消火器を用意し、火気の取り扱いには十分注意すること。

2 出店・販売方法等

- (1) 出店準備は、各日午前9時45分までに出店者自らが行うものとする。
- (2) 販売時間は、午前10時から午後3時までとする。
- (3) 販売に必要な机，椅子，テント，その他用度品（テーブルクロス，買物袋，包装紙，ディスペンサー等）は出店者が用意すること。
- (4) のぼりや看板等は、風に飛ばされないよう、しっかりと固定すること。
- (5) 搬入及び搬出の日程は別途定めることとする。
- (6) テント内及びその周辺の清掃については、出店者が責任をもって行い、発生したゴミ（固体・液体）等については、必ず出店者が持ち帰るものとする（その場で飲食する出店品を販売する場合は、各出店スペースにゴミ箱を設置し、容器等のゴミについても持ち帰ること）。

3 参加負担金等

- (1) 出店料は1店舗当たり5,000円とし、イベント当日、現金で納めることとする。
- (2) イベント終了後、出店者は主催者に当日の売上金額を報告することとする。
なお、主催者は実績として全体の売上金額を公表する場合がある。

4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 出店者ごとに、出店当日の朝、検温の上、別紙様式により主催者に報告すること。体調がすぐれない場合は、主催者にその旨を伝え、出店を控えること。

- (2) 主催者が指定する出店者チェックシートの新型コロナウイルス感染防止対策を行うこと。
- (3) 出店品の販売時は、マスク・手袋の装着や販売事業者自身のアルコール消毒を徹底し、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
※来場者用の手指消毒スペースは主催者が設置する。
- (4) 現金やカードの受け渡しの際は、コイントレイを利用するほか、可能な限り対人距離の確保を促すこと。※大声での誘導にならないよう注意すること。